

津市立学校の指定の変更に関する取扱要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日教育委員会訓第 4 号

改正 平成 2 0 年 2 月 2 2 日教育委員会訓第 1 号

平成 2 2 年 3 月 2 9 日教育委員会訓第 3 号

平成 2 8 年 3 月 2 8 日教育委員会訓第 3 号

平成 2 9 年 3 月 3 1 日教育委員会訓第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和 2 8 年政令第 3 4 0 号。以下「政令」という。）第 8 条の規定による指定校（教育委員会が指定した就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校（以下「学校」という。）をいう。以下同じ。）の変更に関し必要な事項を定めるものとする。

(変更の申立て)

第 2 条 保護者は、政令第 8 条の規定による指定校の変更の申立て（以下「変更申立て」という。）をしようとするときは、指定校変更許可申立書（第 1 号様式）に別表に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(変更許可の決定)

第 3 条 教育委員会は、前条の規定による提出があったときは、別表に掲げる許可基準に基づき指定校の変更を許可するかどうかを決定するものとする。

(許可書等の交付)

第 4 条 教育委員会は、前条の規定により指定校の変更を許可したときは、速やかに指定校変更許可書（第 2 号様式）を保護者に、指定校変更許可通知書（第 3 号様式）を変更前及び変更後の学校の校長にそれぞれ交付するものとする。

2 教育委員会は、指定校の変更について許可しないときは、速やかに指定校変更不許可決定通知書（第 4 号様式）を保護者に交付するものとする。

(届出)

第 5 条 保護者は、変更申立てに係る事由に変更があったとき、又は当該事由が消滅したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第 6 条 教育委員会は、変更申立てに係る事由が事実と相違すると認めるとき

は、又は当該事由に変更があり、若しくは当該事由が消滅したと認めるときは、当該指定校の変更の許可を変更し、又は取り消すことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の津市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱（平成12年津市教育委員会訓第1号）又は久居市立の小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱（平成13年久居市教育委員会訓令第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年2月22日教育委員会訓第1号）

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日教育委員会訓第3号）

- 1 この訓は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この訓の施行前に津市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の規定により与えられた許可については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月28日教育委員会訓第3号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教育委員会訓第7号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

指定校変更許可基準等

区分	許可事由	許可期間	添付書類
1	転居後も従来就学していた学校への就学を希望するとき。	学年末まで	教育委員会が必要と認める書類
2	DV・債権取立て等の理由により、住民票の異動ができないとき。	事由に変更があり、又は事由が消滅するまで	教育委員会が必要と認める書類
3	転居予定で、事前に転学予定の学校への就学を希望するとき。	原則として転居予定日前6月以内	転居の時期を確認することができる書類
4	住居の建て替え等のため、住所地を離れ、本市の区域内における一時的な居所から就学するとき。	原則として住所地を離れる日から6月以内	
5	保護者がその就労等により昼間、児童を保護することができないため、本市の区域内に在住する預かり先の祖父母等の住所地が属する小学校学区の小学校又は義務教育学校学区の義務教育学校への就学を希望するとき。	卒業まで。ただし、事由に変更があり、又は事由が消滅した場合は、当該事由が変更し、又は消滅した日の属する学年末までとする。	勤務証明等、祖父母等が児童を預かっていることを示す書類
6	教育委員会が指定校の変更を認めている区域内に住所を有する児童生徒を教育委員会が変更を認めている学校へ就学させるとき。	卒業まで	
7	児童生徒の身体的な事由により通学又は通院の利便性及び安全性について配慮する必要があると教育委員会が認める	事由に変更があり、又は事由が消滅するまで	医師の診断書等

	とき。		
8	5 又は 7 の事由により指定校が変更された児童生徒の兄弟姉妹を当該児童生徒の就学する学校へ就学させるとき。	5 の事由による場合にあっては当該事由が変更又は消滅する日の属する年度末まで、7 の事由による場合にあっては変更があり、又は事由が消滅するまで	
9	不登校の解消等教育上の事由により指定校の変更が必要であると教育委員会が認めるとき。	教育委員会が必要と認める期間	教育委員会が必要と認める書類
10	住所地から指定校である小学校又は義務教育学校までの通学距離が 2 キロメートルを超える場合において、通学距離が短縮できる小学校又は義務教育学校への入学及び転入学を希望するとき。	当該小学校又は義務教育学校を卒業するまで	
11	10 の事由による小学校の変更に併せて当該変更後の小学校に係る小学校学区の属する中学校学区の中学校へ就学を希望するとき。	当該中学校を卒業するまで	
12	その他特別の事由により指定校の変更が必要であると教育委員会が認めるとき。	教育委員会が必要と認める期間	教育委員会が必要と認める書類

指定校變更許可申立書

(宛先) 津市教育委員会

住所

保護者 氏 名

電話

なお、許可期間における通学の安全確保については、保護者が責任をもって対処します。

[illegible]

第2号様式（第4条関係）

指 定 校 変 更 許 可 書

津教委指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市教育委員会 印

年 月 日付けで申立てのあった指定校の変更については、津市立学校の指定の変更に関する取扱要綱第3条の規定により、次のとおり許可します。なお、許可期間におけるお子様の通学時の安全確保については、保護者におかれましても十分ご注意くださいよう御指導願います。

児童生徒の氏名		性別	男 ・ 女
生 年 月 日		学年	年
変 更 後 の 学 校	津市立 学校		
許 可 期 間			
許可条件等			

第 3 号様式（第 4 条関係）

指 定 校 変 更 許 可 通 知 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（宛先）

校長

津市教育委員会 印

次のとおり指定校の変更を許可しましたので、津市立学校の指定の変更に関する取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により通知します。

保 護 者 の 住 所			
保 護 者 の 氏 名			
児 童 生 徒 の 氏 名		性別	男 ・ 女
生 年 月 日		学年	年
変 更 前 の 学 校	津市立 学校		
変 更 後 の 学 校	津市立 学校		
許 可 期 間			
許 可 事 由			
許可条件等			

第4号様式（第4条関係）

指定校変更不許可決定通知書

津教委指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市教育委員会 印

年 月 日付けで申立てのあった指定校の変更については、津市立学校の指定の変更に関する取扱要綱第3条の規定により、次のとおり不許可と決定しましたので、通知します。

児童生徒の氏名		性別	男 ・ 女
生 年 月 日		学年	年
不許可の理由			

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として（津市教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。